

副 本

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

令和6年10月17日

証 抱 説 明 書 (A号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜 明



同

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



同

八 木 宏



同

川 島 慶



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙A号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙A第188号証

証拠の標目	第九報 2024年能登半島地震の緊急調査報告（陸域に出現した地表変状の現地調査） (国立研究開発法人産業技術総合研究所ウェブサイト https://www.gsj.jp/hazards/earthquake/noto2024/noto2024-09.html よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年2月26日
作成者	吉見雅行、丸山正
立証趣旨 【分類③】	本書証は、令和6年能登半島地震に係る調査報告である。 本書証によって、鈴木康弘、渡辺満久両氏が富来川南岸断層の地震断層と主張する地表変状は液状化による地盤沈下や道路工事の影響の可能性があると指摘されていること（準備書面(35)第2の3(1)ア(イ)(8頁))を明らかにする。

乙A第189号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 令和6年能登半島地震後の状況確認 (被告ウェブサイト https://www.rikuden.co.jp/shinsa/attach/20240412shinsasiryo.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年4月12日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、令和6年4月12日に開催された第1245回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において、被告が提出した資料である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> ・被告は、富来川南岸断層の北東端付近及び南西部の海岸線沿いにおいて、令和6年能登半島地震後に追加調査を行った結果、同断層が海側へさらに延長すること等を示唆する状況は認められず、本件原子力発電所の安全上問題となるものではないことを確認し、原子力規制委員会に報告していること（準備書面(35)第2の3(1)ア(イ)（8頁）：本書証i, vi, 49ないし72頁） ・被告は、令和6年能登半島地震に際し、本件原子力発電所において、2号機取水ピットにおける水位変動量として、T. P. プラス3. 3メートルを観測しており、本件敷地前面では、平面二次元解析結果

	<p>に基づく地上高としてT.P. プラス4.0メートルを確認していること（準備書面(35)第2の3(1)イ(1)d(12頁)：本書証73頁）</p> <p>・被告は、本件敷地内において、地盤の変状（沈下、舗装の亀裂）が全79箇所で認められたものの、盛土や埋戻土の搖すり込み沈下及び舗装の変形によるものであり、安全上問題となるものではないことを確認していること（準備書面(35)第2の3(1)イ(1)e(13頁)：本書証ii頁）</p> <p>・被告は、令和6年能登半島地震を踏まえ、本件敷地内断層について、詳細な調査を実施し、同地震に伴って本件敷地内断層が活動した痕跡（上載地層の変位・変形、新たな割れ目、せん断面、引きずり等）は認められず、また、本件敷地内断層以外の断層の存在を示唆する状況も認められないことを確認していること（準備書面(35)第3の2(1)(27, 28頁)：本書証ii, iii, 1, 2, 4ないし35頁）</p>
--	---

乙A第190号証

証拠の標目	令和6年能登半島地震以降の志賀原子力発電所の現況について（4月26日現在） (被告ウェブサイト https://www.rikuden.co.jp/outline1/attach/shika_genkyou20240426.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年4月26日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、被告が公表したプレスリリースである。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・「399.3Gal」とは、1号機原子炉建屋地下2階床（E.L. -1.6m）に設置された保安確認用地震計により記録された最大加速度であること（準備書面(35)第2の3(1)イ(ア)（8頁）：本書証の参考15, 16頁） ・令和6年能登半島地震の観測記録の応答スペクトルは、一部の周期帯において、被告が平成18年の新耐震指針に基づいて策定した基準地震動Ss-1を上回っているものの、被告は、原子炉建屋及び原子炉建屋内設備の耐震健全性が十分確保されていることを確認していること（準備書面(35)第2の3(2)イ(ア)（17頁）：本書証の添付資料1, 参考）

乙A第191号証

証拠の標目	令和6年能登半島地震 志賀原子力発電所での観測記録について (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA045000814 よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年1月9日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨	本書証は、被告が原子力規制委員会に提出した報告である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・「957Gal」及び「871Gal」とは、本件敷地岩盤中（EL. -10m）の観測記録から求められた1号機及び2号機それぞれの原子炉建屋基礎下端における最大応答加速度（東西方向、固有周期0.4762秒）であること（準備書面(35)第2の3(1)イ(ア)（8, 9頁）：本書証の参考2, 3頁） ・「957Gal」及び「871Gal」は、周期0.4762秒における最大応答加速度であるところ、周期0.02秒における最大応答加速度はそれぞれ、「264Gal」及び「254Gal」であること（準備書面(35)第2の3(1)イ(ア)（9頁）：本書証の参考2, 3頁）

	・「600 Gal」及び「1000 Gal」とは、解放基盤表面（E.L. - 10 m。周期0.02秒）における最大応答加速度であること（準備書面(35)第2の3(1)イ(ア)（9頁）：本書証の参考1頁）
--	--

乙A第192号証

証拠の標目	令和6年能登半島地震以降の志賀原子力発電所の現況について（7月24日現在） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.rikuden.co.jp/press/attach/24072499.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年7月24日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨 【分類③】	本書証は、被告が公表したプレスリリースである。 本書証によって、令和6年能登半島地震に際し、本件原子力発電所の外部電源は、5系統中3系統が維持されており（赤住線（1系統）：6万6000キロボルト、志賀原子力線（2系統）：27万5000キロボルト）、残り2系統（志賀中能登線（2系統）：50万キロボルトから6万6000キロボルトに降圧予定）についても、移動式変電所を用いて受電することとしていること（準備書面(35)第2の3(1)イ(1)a（10頁）：本書証の添付資料）を明らかにする。

乙A第193号証

証拠の標目	令和6年能登半島地震以降の志賀原子力発電所の現況について（8月8日現在） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.rikuden.co.jp/press/attach/24080899.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年8月8日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、被告が公表したプレスリリースである。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年能登半島地震に際し、本件原子力発電所の1号機起動変圧器（5万2200リットル中の約3600リットル）及び2号機主変圧器（12万2500リットル中の約1万9800リットル）から、絶縁油の漏えいが発生したものの、油はいずれも回収済みであること（準備書面(35)第2の3(1)イ(1)a(10頁)：本書証の別紙2の1、5頁） ・令和6年能登半島地震に際し、本件原子力発電所の1号機起動変圧器については、耐震安全性を強化した上で、復旧が完了していること（準備書面(35)第2の3(1)イ(1)a(10頁)：本書証の添付資料） ・令和6年能登半島地震に際し、本件原子力発電所においては、1号機使用済燃料貯蔵プールから約95

	<p>リットル、2号機使用済燃料貯蔵プールから約326リットルのプール水が飛散したものの、プール水位低下量は1号機が約0.8ミリメートル、2号機が約1.3ミリメートルと、いずれもごくわずかで、使用済燃料の冷却等には何ら影響はなく、プール水はふき取り済みであり、外部への放射能の影響もないこと（準備書面(35)第2の3(1)イ(1)c(11頁)：本書証の別紙2の2、6頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件原子力発電所においては、津波対策として、T.P.プラス11メートルの敷地に、高さ4メートルの鉄筋コンクリート造の防潮堤を設置しているほか、取水ピット及び放水ピットの周囲に鋼製の防潮壁を設置しており、令和6年能登半島地震に際し、1号機放水槽周囲の防潮壁の南側に、埋戻部の沈下による数センチメートルの傾きが確認されたものの、機能に影響はなく、沈下部分の隙間は仮復旧が完了していること（準備書面(35)第2の3(1)イ(1)d(12頁)：本書証の別紙2の2頁） ・令和6年能登半島地震に際し、本件原子力発電所においては、1号機高圧電源車使用箇所付近で数センチメートル程度の段差が発生したものの、電源車の使用上、何ら支障があるものではなく、再舗装を完了していること（準備書面(35)第2の3(1)イ(1)e(13頁)：本書証の別紙2の3頁） ・令和6年能登半島地震に際し、本件原子力発電所においては、本件敷地前面海域の物揚場の埋立部にお
--	---

	いて、コンクリート舗装の沈下が発生したものの、 安全上も使用上も何ら問題となるものではないこと (準備書面(35)第2の3(1)イ(イ)e(13頁)：本書 証の別紙2の9頁)
--	--

乙A第194号証

証拠の標目	原子力規制委員会記者会見録（抜粋） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nra.go.jp/data/000468592.pdf よりダウンロード) [1, 9頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年2月7日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類③】	本書証は、令和6年2月7日に開催された原子力規制委員会委員長の記者会見録である。 本書証によって、山中伸介・原子力規制委員会委員長は、「万が一、原子力発電所で異常があった場合、放射性物質の放出があった場合に、15km以内のモニタリングポストはきちんと測定が継続できておりますので、モニタリングは大きな問題はなかったというふうに思っております。」と述べていること（準備書面(35)第2の3(1)イ(イ)b(11頁)：本書証9頁）を明らかにする。

乙A第195号証

証拠の標目	令和6年能登半島地震以降の志賀原子力発電所の現況について（5月31日現在） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.rikuden.co.jp/press/attach/24053199.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年5月31日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、被告が公表したプレスリリースである。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> ・被告は、令和6年能登半島地震の観測記録を用いて解析した結果、変圧器が設置されている敷地地盤上の最大加速度は概ね500ガル以下であったものの、変圧器の一部部品において共振が発生したこともあり、変圧器の上部等では応答加速度が500ガルを超えていることを確認していること（準備書面(35)第2の3(2)工(イ)a（18頁）：本書証の添付資料） ・被告は、本件原子力発電所の更なる信頼性向上のため、変圧器における共振を抑制するなど、令和6年能登半島地震の知見を踏まえた地震対策（耐震安全性の向上）を進めることとしていること（準備書面(35)第2の3(2)工(イ)a（18, 19頁）：本書証の添付資料6頁）

乙A第196号証

証拠の標目	原子力規制委員会記者会見録（抜粋） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100002632 よりダウンロード) [1, 8頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年6月5日
作 成 者	原子力規制委員会
立 証 趣 旨 【分類③】	本書証は、令和6年6月5日に開催された原子力規制委員会委員長の記者会見録である。 本書証によって、山中委員長は、変圧器の耐震安全性向上について、「耐震性を上げられるのではないかと思います。例えば、そういう弱い部分にサポートをつける」と述べていること（準備書面(35)第2の3(2)エ(1)a(19頁)：本書証8頁）を明らかにする。

乙A第197号証

証拠の標目	第二百十三回国会 参議院予算委員会会議録第三号 (抜粋) (国会会議録検索システム https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/121315261X00320240304 よりダウンロード) [1, 20, 21頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年5月9日
作 成 者	参議院事務局
立 証 趣 旨 【分類③】	<p>本書証は、令和6年3月4日に開催された参議院予算委員会の議事録である。</p> <p>本書証によって、山中委員長は、「三百九十九ガルは、志賀原子力発電所一号機の原子炉建屋地下二階に設置された地震計で記録された最大加速で、加速度でございます。今回損傷した変圧器が受けた加速度と必ずしも同じではないため、五百ガルの耐震性能があるはずなのに三百九十九ガルで損傷したとの御指摘は必ずしも当たらないと考えております。」として、両者を単純に比較することはできないと説明していること（準備書面(35)第2の3(2)工(1)a(19頁)：本書証21頁）を明らかにする。</p>

乙A第198号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 令和6年能登半島地震に伴う電気 関係報告規則第3条に基づく報告（抜粋） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100002745 よりダウンロード) [38ないし49頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年5月31日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類③】	本書証は、被告が原子力規制委員会及び経済産業大臣に対して提出した報告である。 本書証によって、本件敷地の地盤における令和6年能登半島地震の観測記録によれば、地下から地上に向かうに伴い最大加速度が大きくなっている（地震動が増幅している）ことが確認されていること（準備書面(35)第2の3(2)工(1)b(20頁)：本書証42ないし44頁）を明らかにする。

乙A第199号証

証拠の標目	第二百十三回国会 参議院会議録第四号（抜粋） (国会会議録検索システム https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/121315254X00420240202 よりダウンロード) [1, 17, 18頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年2月2日
作 成 者	参議院事務局
立 証 趣 旨 【分類①】	本書証は、令和6年2月2日に開催された参議院本会議の議事録である。 本書証によって、岸田文雄・内閣総理大臣（当時）は、本件原子力発電所周辺の避難計画を踏まえた緊急時対応について、「志賀原発及び柏崎刈羽原発の立地地域においては、既に自然災害と原子力災害との複合災害を想定し、地震と原子力災害が同時に発生した際には、まずは地震に対する安全確保を優先するという防災基本計画の考え方も踏まえながら、緊急時対応の取りまとめに向けて取り組んでいるところであり、今般の地震で得られた教訓をしっかりと踏まえて取りまとめを行ってまいります。」として、令和6年能登半島地震を踏まえて取りまとめを行うとの方針を示していること（準備書面(35)第2の3(2)才（24, 25頁）：本書証18頁）を明らかにする。

乙A第200号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第1245回（抜粋） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100000863 よりダウンロード) [表紙，1ないし3，36ないし73頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年4月12日
作 成 者	原子力規制委員会
立 証 趣 旨	本書証は、令和6年4月12日に開催された、第1245回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・第1245回審査会合において、「志賀原子力発電所の令和6年能登半島地震後の状況確認及び審査内容への影響について」審議がなされたこと（準備書面(35)第3の2(2)（28頁）：本書証2頁） ・同会合において、原子力規制委員会からは、「敷地内断層につきましては、今回の地震を踏まえましても、活動の痕跡、あとは変位を示す傾向、こういったものが認められないということで、既往の評価影響がないという事業者の評価につきましては、審査チームとしてもおおむね理解ができました。」とのコ

	<p>メントがなされたこと（準備書面(35)第3の2(2) (28頁)：本書証54頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同会合において、原子力規制委員会からは、「調査結果につきましては、現状の把握の観点から可能であれば（略）現地確認を行いまして、現状を現場で直接確認させていただければと」として、現地調査を実施するとの方針が示されたこと（準備書面(35)第3の2(2)(28, 29頁)：本書証54頁） ・同会合において、原子力規制委員会の石渡明委員（当時）からは、「噴砂がないとか、パイプ類の浮き上がりとか、そういうものもなかったとかですね。なかったということも大事だと思うので、そういう観察事実をきちんと書いていただきて、こういう根拠があるから液状化は発生していないということを、少なくとも2ページぐらいは使って、きちんと書いていただきたいと思います」として、敷地において液状化が発生しなかった理由等について、データの充実を求めるコメントがなされたこと（準備書面(35)第3の2(2)(29頁)：本書証68頁）
--	---

乙A第201号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉の新規制基準適合性審査に係る現地確認資料（令和6年能登半島地震後の状況確認） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100001540 よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年4月19日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、令和6年4月19日に実施された、本件原子力発電所の現地調査の資料である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> ・本件敷地内断層に係る調査地点としては、S-1の活動性評価に用いた駐車場南側法面、S-2・S-6の活動性評価に用いたNo.2トレーナー、S-4の連續性検討に用いた35m盤法面（活動性評価に用いた35m盤トレーナーの至近に位置する。）、K-2、K-3等の連續性検討に用いた海岸部露岩域（活動性評価に用いたボーリング調査地点を含む。）について確認が行われたこと（準備書面(35)第3の2(3)（29頁）：本書証10、11、17ないし21、26ないし30頁） ・本件敷地内において地盤の変状（沈下及び舗装の亀

	裂) が認められた箇所についても確認が行われたこと (準備書面(35)第3の2(3)(30頁)：本書証12ないし16, 23ないし25, 31頁)
--	---

乙A第202号証

証拠の標目	北陸電力（株）志賀原子力発電所2号炉の地震等に新規制基準適合性審査に関する現地確認 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100001540 よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年4月19日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨	本書証は、令和6年4月19日に実施された、本件原子力発電所の現地調査の概要である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> ・本件敷地内断層について調査を行ったいすれの地点においても、令和6年能登半島地震に伴って本件敷地内断層が活動した痕跡（上載地層の変位・変形、新たな割れ目、せん断面、引きずり等）は認められず、本件敷地内断層は「将来活動する可能性のある断層等」ではないとする被告の評価が適切であることが確認されたこと（準備書面(35)第3の2(3)(29, 30頁)） ・本件敷地内において地盤の変状が認められたいすれの地点においても、これらの変状が断層活動の影響によるものではないこと、すなわち、令和6年能登半島地震に伴って本件敷地内断層が活動していない

	<p>とする評価が裏付けられるとともに、本件敷地内断層以外に本件敷地において断層の存在を示唆する状況が認められないことが確認されたこと（準備書面(35)第3の2(3)(30頁))</p>
--	---

乙A第203号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第1282回（抜粋） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100004912 よりダウンロード) [表紙, 1ないし3, 39ないし68頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年9月6日
作 成 者	原子力規制委員会
立 証 趣 旨	本書証は、令和6年9月6日に開催された、第1282回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・第1282回審査会合において、「志賀原子力発電所令和6年能登半島地震後の状況確認」について審議がなされたこと（準備書面(35)第3の2(4)(30頁)：本書証3頁） ・同会合において、原子力規制委員会からは、「敷地内断層及び福浦断層につきましては、これで、概ね適切な回答がなされているものと評価をいたします。」とのコメントがなされたこと（準備書面(35)第3の2(4)(30頁)：本書証67頁）

乙A第204号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 令和6年能登半島地震後の状況確認 (コメント回答) (被告ウェブサイト https://www.rikuden.co.jp/shinsa/attach/202409063-1.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年9月6日
作 成 者	北陸電力株式会社
立 証 趣 旨 【分類③】	本書証は、令和6年9月6日に開催された第128 2回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 において、被告が提出した資料である。 本書証によって、被告は、同会合において、第12 45回審査会合及び現地調査における原子力規制委員 会からのコメントに回答し、本件敷地において液状化 が生じなかった理由等について説明したこと（準備書 面(35)第3の2(4)（30頁）：本書証6頁）を明らかに する。

乙A第205号証

証拠の標目	原子力規制委員会記者会見録（抜粋） (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nra.go.jp/data/000465434.pdf よりダウンロード) [1, 17頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年1月10日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、令和6年1月10日に開催された原子力規制委員会委員長の記者会見録である（なお、本書証の抜粋元は甲A156号証と同一である。）。</p> <p>本書証によって、山中委員長は、「今、地震・津波関係の審査を先行して、志賀のサイトでは行っておりますので、今できる審査と新知見を反映して評価をしなければならない。審査については、当然並行できる部分についてはだから並行する」として、本件原子力発電所の新規制基準適合性審査においては、令和6年能登半島地震の知見を反映して行う審査項目と、同地震の知見が影響を及ぼさない審査項目とを並行して審議するとの方針を示したこと（準備書面(35)第4（41頁）：本書証17頁）を明らかにする。</p>

乙A第206号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 地質・地震・津波・火山関係に係る今後の審査の進め方 (被告ウェブサイト https://www.rikuden.co.jp/shinsa/attach/202409063-2.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年9月6日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類③】	本書証は、令和6年9月6日に開催された第128回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において、被告が提出した資料である。 本書証によって、本件原子力発電所の新規制基準適合性審査においては、まずは火山に対する安全性に係る審議が先行して実施される見通しであること（準備書面(35)第4（41頁）：本書証3頁）を明らかにする。